

広島県告示第千二百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、

令和五年十一月二十日までの間、縦覽に供する。

令和五年十一月六日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 道路の種類
- 一般国道
- 二 路線名
- 四八六号
- 三 道路の区域

		区間		の新旧 (マートル)
新	旧	九・〇〇~ (敷地の幅員)	一四〇・〇〇 (マートル)	
三九・〇〇~ 四〇	一四〇・〇〇	一四〇・〇〇 (延長)		
拡幅				備考

府中市目崎町字新開一〇二三三番一地先から
府中市父石町字下田一番一〇地先まで